

町田市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 町田市地域福祉計画の策定に資するため、町田市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5名以内

(2) 市内の公共的団体の代表 5名以内

(3) 市内の福祉関連事業者の代表 5名以内

3 委員の任期は、第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。